



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第21号

令和3年9月8日

～Ⅱ-18 飲用水の給与～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「飲用水の給与」です。

(基準本文)

18 飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

水を介した病気の侵入を防止するのが目的の項目じゃよ。



「飲用に適した水」って水道水以外の場合はどういう水ならいいの？



非開放系の取水装置を使用した井戸水なら、一般的な水質検査をクリアしていることじゃ。人も飲んでるものなら全く問題ないが、病原菌だけでなく有害物質も含まれないものが良いから、検査で「飲用可」とされている水がよいぞ。



沢水やため池、開放的な環境で貯めておいた水、井戸水でも大腸菌や一般細菌が多い場合は消毒してから給与するんじゃ。



消毒する場合は、きちんと消毒されているかチェックすることが大事なんじゃ。そのためには、消毒装置や消毒濃度を定期的に点検するんじゃよ。



了解！自分が飲みたくない水はあげないほうがいいね。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

